

旧上長山小学校利活用に係る公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、旧上長山小学校利活用に係る公募型プロポーザルに参加した者（以下「参加事業者」という。）の中から優先交渉権者を選定するに当たり、必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、雫石町観光商工課都市交流推進室において実施する、提案書類及び参加事業者のプレゼンテーション等による審査（以下、「審査会」という。）により、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

2 参加事業者が1者の場合であった場合にも、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施する。

(資格確認)

第3 参加事業者が参加資格要件を満たしていることの確認は、観光商工課都市交流推進室が行う。

(審査会)

第4 審査会は、次に掲げる者を審査員として指名し、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行う。なお、審査員が欠席する場合は、代理者を立てた上で審査を実施する。

- (1) 株式会社岩手銀行 雫石支店長
- (2) 株式会社北日本銀行 雫石支店長
- (3) 一般社団法人しずくいし観光協会 理事長
- (4) 西山まちづくり会議の推薦する者
- (5) 雫石町総合政策課長

- 2 審査会には、委員長を置き、雫石町総合政策課長が務める。委員長は審査会を代表し、会務を掌理する。
- 3 審査会は、令和7年9月25日（木）14時00分から雫石町役場で実施する。
- 4 1参加事業者当たりの説明時間は20分以内とし、その後30分程度のヒアリングを行う。
- 5 会場に入室できる人数は1参加事業者当たり3名以内とする。
- 6 プレゼンテーション及びヒアリングは個別に実施するものとし、非公開とする。
- 7 プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類に記載した内容に基づくものとし、新たな資料の提示は認めない。
- 8 資料の投影に用いるモニター及びケーブル等は本町で準備し、パソコン等の端末は参加事業者が準備するものとする。

(審査基準)

第5 審査会において、以下表に基づき審査員毎に提案内容を点数評価し、その合計点数が最上位の者を優先交渉権者として決定する。ただし、最上位の者が複数ある場合には、「提案内容」の合計点数が高い者を上位とし、同点の場合には審査会により決定する。

評価項目	配点	評価の着眼点	審査の視点
事業計画	10	基本的な方向性への理解	学校施設の利活用事業の趣旨を理解し、高い参画意欲をもって事業を推進することが期待できるか
	10	関係法令 施設改修・整備	既存施設の状況を的確に把握するとともに、建築基準法などの関係法令に基づく必要な手続きを理解し、事業実施に向けた施設改修・整備を含めた計画となっているか
	10	スケジュール	優先交渉権者選定後から事業期間終了までのスケジュールが具体的で実現性があるか
実施体制	20	経営力 資金計画	施設の整備費用や維持管理費等を十分に検討したうえで資金計画や収支計画が立てられており、事業の実現や安定的な経営を行うための資金力・経営能力を有しているか
	20	リスク管理 運営体制	事業進捗に係るリスク想定やリスク管理に加え、提案内容を確実に遂行するための運営体制や事業計画が十分に検討され、事業の継続性が期待できるか
提案内容	30	コンセプト 将来性	社会経済動向や本町の地域特性を踏まえ、学校施設の利活用事業のコンセプトが明確で魅力があり、将来性を感じられる提案内容となっているか
	30	学校施設全体を活用した地域振興	学校施設全体を活用し、町の産業振興・地域経済活性化に資する事業や地域コミュニティの活性化や賑わいを創出する事業など、地域振興への寄与が見込まれる提案となっているか
	30	交流人口・関係人口の拡大	事業メニューの拡大や施設の利活用を通じた交流人口及び関係人口の創出・拡大が期待できるか
地域への貢献	20	地域内連携	町内の事業者及び団体並びに地域との交流や連携について、意欲的かつ具体的な提案がされており、地域活性化や地域社会への貢献に資する内容となっているか
	10	地域住民の利用	現在行われている地域活動や行事等を理解しており、当該活動等を行う際には、施設の一部を地域住民へ開放できる提案内容となっているか
	10	自然・景観への配慮 災害発生時の配慮 地域住民への配慮	自然環境・景観のほか、災害時等地域防災、近隣住民の安心・安全に充分配慮された提案内容となっているか
合計	200		

(優先交渉権者の決定)

第6 参加事業者から提出された事業の提案に基づき審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

- 2 各審査員が採点した全ての審査項目の合計点が5割に満たない場合は失格とする。
- 3 応募者がいない場合又は審査の結果、すべての提案が町の事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わない場合もある。
- 4 審査結果は、すべての提案者に書面にて通知するとともに、町ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。
- 5 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じないものとし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。